



めざせ!! 地域のヒーロー 消防団

問合せ
防災課地域防災係

第5分団 部長

太田邦亨さん



消防団員の声

皆さんは消防団の活動内容を知っていますか。きっと知らない人がほとんどだと思います。私も入団するまでは、皆さんと同じように知らないことばかりでした。災害時の活動、防災資機材の取扱い、消火栓や水門などの点検方法など、身につけることの多さに驚きました。それと同時に、防災・減災に努めることの大変さを実感しました。

消防団の活動は私たちだけではできません。地域住民の人たち、家族、友人、会社などの支えがあるから私たちは消防団の活動を続けていられます。これからも皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

東日本大震災においては

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。津波発生直後の水門などの閉鎖、住民への避難広報・避難誘導に加え、がれきなどに閉じ込められた住民の救助など、さまざまな活動に従事しています。

大規模災害発生当初は、被災地の消防が主な災害対応を担わざるを得ません。東日本大震災でも明らかになったように、消防本部など常備消防や市町村などの行政機関の力だけでは対応が困難であり、普段はほかに生業を持ちながら、いざというときには地域密着性、要員動員力および即時対応力を生かした災害活動に従事する消防団の存在は欠かせません。地域の総合的な防災力を高めるためにも消防団が果たすべき役割は極めて大きいと考えられます。

国民健康保険からのお知らせ

問合せ 国保年金課国保係

還付金詐欺（振り込め詐欺）にご注意ください

市国保年金課の職員などを装って、「還付金が発生しているため、口座を教えてください」という不審な電話への相談が寄せられています。市では、保険税や医療費などの還付がある場合には文書で案内をしています。場合によっては、市から電話をすることもあります。その際には必ず「所属」「担当者」「連絡先」「支給や還付の内容」をお伝えしています。

また、市より医療費の支給や税金の還付がある場合にATMの操作などをお願いすることは一切ありません。金融機関などの口座を指定して、振り込みをお願いすることはありません。

不審な電話がかかってきたら、国保年金課または碧南警察署（☎46-0110）へご連絡ください。

交通事故で国保証を使うときは必ず届出をしてください

交通事故など自分以外の第三者による行為でけがをしたときは国保証を使わずに、加害者が過失割合に応じて医療費を負担するのが原則です。

しかし、当事者同士で話し合いがつかないなど、被害者が医療費の支払いに困る場合は、国保証を使って診療を受けることができます。この場合、医療費はあとで国保から加害者に請求することになります。交通事故の治療で国保証を使用する場合は必ず国保年金課へ届け出てください。

また、加害者と示談を結んでしまうと、国保証が使えなくなる場合があります。国保証を使うときは、必ず示談の前に窓口へ届け出てください。

届出に必要なもの

交通事故証明書、印鑑、国保証

年に1度の特定健診はお済みですか

特定健診は高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期発見できる良い機会です。

市国保加入者でまだ受けていない人は、5月末に郵送した受診券と国保証を持参し、無料で市内の健診実施医療機関で受診できます。受診券をなくした人は、保健センター（☎48-3751）へお問い合わせください。

とき 11月30日(月)まで

ところ 市内健診実施医療機関

対象 40歳以上の市国保加入者
※国保資格喪失後の受診はできません。

